

高砂市一般不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師の診断により一般不妊治療を受けている夫婦の精神的及び経済的な負担を軽減するため、当該夫婦に対し治療に要する費用を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般不妊治療」とは、タイミング法、人工授精、男性不妊治療その他医師が必要と認める不妊に対する治療及びこれらの治療の一環として行われる検査をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 体外受精及び顕微授精
- (2) 夫以外の第三者からの精子の提供による不妊治療

(助成対象者等)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条に規定する申請をした日及び当該申請に係る一般不妊治療の期間において、夫及び妻がともに高砂市に住民登録があり、かつ、法律上の婚姻又は届出をしていないが事実上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫及び妻が医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- (3) 第5条に規定する申請をした日において、夫及び妻のいずれにも市税の滞納がないこと。
- (4) 一般不妊治療を受けることによって妊娠の見込みがあると医師に診断された者であること。
- (5) 平成28年4月1日以降に一般不妊治療を受けた者であること。
- (6) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦であること。
- (7) その他助成を行うに当たって市長が必要と認める要件を満たしていること。

(助成金の額等)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、国内の医療機関において実施された夫婦の一般不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に要した費用とする。

- 2 助成する額は、1組の夫婦について1年度（1月診療分から12月診療分までの期間をいう。以下同じ。）につき、前項に規定する費用の総額（医療保険各法の規定により保険者から給付される額を除く。）とする。ただし、当該総額は、10万円（一般不妊治療を開始した日における妻の年齢が40歳以上である場合は、5万円）を限度とする。
- 3 前項に規定する助成する額を算定する場合において、ペア検査を実施したときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する総額に1万円を加算するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、助成の対象としないものとする。
 - (1) 入院時の食事療養標準負担額、文書料、個室料等の一般不妊治療に直接関係のない費用

(2) 他の地方公共団体で助成されていた期間に係る一般不妊治療費等の費用

(申請及び決定)

第5条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、高砂市一般不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 高砂市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- (2) 国内の医療機関の発行する助成の対象となる一般不妊治療に係る領収書
- (3) 高砂市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(薬局用)(様式第3号)又は国内の薬局の発行する助成の対象となる一般不妊治療に係る薬剤の明細書
- (4) 国内の薬局の発行する助成の対象となる一般不妊治療に係る領収書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 1年度の一般不妊治療に係る前項の規定による申請は、当該1年度に係るものにつき1回限りとし、当該1年度に係る年の4月1日から翌年の3月31日までの間に行うものとする。

3 市長は、高砂市一般不妊治療費助成事業申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成の可否を決定する。

4 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは高砂市不妊・不育症治療費助成事業承認決定通知書(様式第4号)により、不承認と決定したときは高砂市不妊・不育症治療費助成事業不承認決定通知書(様式第5号)により、申請をした者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、速やかに、市長に返還しなければならない。

(実施上の留意事項)

第7条 この事業の関係者は、申請をした者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、この要綱による事務を処理するための個人情報了他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(所得制限撤廃、事実婚、回数1子ごと、押印廃止)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。（保険適用に伴う助成上限額、様式第1、6号の変更）

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（助成対象者等、助成金の額等、申請及び決定、様式第1、2、4、5号の変更）
- 2 令和5年10月1日において次の各号のいずれかの一般不妊治療を受けている者については、この要綱による改正後の高砂市一般不妊治療費助成事業実施要綱第4条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をもって1年度とする。
 - (1) タイミング法 令和5年10月1日を含む周期から最大5周期分遡った当該治療を開始した日の属する月から令和6年12月31日までの期間
 - (2) 人工授精 令和5年10月1日を含む周期に受けた人工授精の当該治療を開始した日の属する月から令和6年12月31日までの期間

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。（様式第2号の変更）